

石川県公報

令和 7 年 4 月 18 日（金曜日）

号 外

（第 35 号）

目 次

人事委員会
○石川県人事委員会規則第7号の公布公告

1

人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第7号の公布公告

石川県公告式条例（昭和25年石川県条例第32号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により、次のとおり県庁前の掲示場及び人事委員会事務局の執務室前に掲示して公布した。

令和7年4月18日

石 川 県 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの又は第三十五条各号に掲げる職員であるときは、三」を「医療職給料表(二)の適用を受ける職員で、その職務の級が七級であり、かつ、第三十五条に規定する職員に該当する場合にあつては三、新たに職員となつた者が行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が八级以上である場合又は第三十五条の二各号に掲げる職員に該当する場合にあつては零」に改める。

第三十五条の見出しを「(条例第四条第七項の人事委員会規則で定める職員)」に改め、同条中「次に掲げる職員のうち」を削り、同条各号を削る。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)

第三十五条の二 条例第四条第八項第二号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

第三十八条の見出し中「職員の範囲」を「年齢の特例」に改め、同条中「第四条第八項」を「第四条第八項第一号」に改める。

第五十三条の二の二第一項第三号中「条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める地域」を「一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則（令和七年石川県人事委員会規則第七号。以下この項において「改正規則」という。）による改正前のこの規則（以下この項において「旧規則」という。）第五十七条の二に規定する地域」に、「条例第十条の二の規定による地域手当の級地が五級地、六級地若し

くは七級地とされる地域」を「旧規則第五十七条の二の規定により地域手当の級地が七級地とされていた地域」に、「される公署」を「されていた公署」に改め、同項第四号中「条例第十条の二の規定による」を「旧規則第五十七条の二の規定により」に、「される」を「されていた」に改め、同項第五号中「条例第十条の二の規定による」を「旧規則第五十七条の二の規定により」に、「される」を「されていた」に改める。

第五十四条第一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 新たに条例第九条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別記第二号様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第五十六条第一項中「(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)」を削り、「前条」を「前条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第二項に規定する場合においても、同様とする。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第九条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第五十五条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第五十七条の二の表中「七級地」を「五級地」に、「金沢市 内灘町」を「金沢市」に改める。

第五十七条の三第一項第一号イ中「とき」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員であつて法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用(以下「定年前再任用」という。)の前日に石川県内の地域手当支給地域に在勤していたものにあつては、当該在勤していた期間と当該定年前再任用の直後に石川県内の地域手当支給地域に在勤していた期間とを合算した期間が六箇月を超えることとなるときを含む。)」を加え、同号ロ中「していたこととなるとき」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員であつて定年前再任用の前日に給料表の適用を受ける職員(当該地域を異にする異動又は当該在勤する公署の移転の日前六箇月以内に人事交流等により引き続き当該給料表の適用を受ける職員となつたものに限る。ハ及び次号ホにおいて同じ。))として勤務していたものにあつては、適用日前の特例適用職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年前再任用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、当該石川県内の地域手当支給地域に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。)」を加え、同号ハ中「していたこととなるとき」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員であつて定年前再任用の前日に給料表の適用を受ける職員として勤務していたものにあつては、適用日前の特例適用職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年前再任用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、石川県内の地域手当支給地域に引き続き六箇月を超えて在勤していたこととなるときを含む。)」を加え、同号に次のように加える。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、イからハまでに掲げるものの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

第五十七条の三第一項第二号イ中「とき」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員であつて定年前再任用の前日に石川県外の地域手当支給地域に在勤していたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該定年

前再任用の直後に石川県外の地域手当支給地域に在勤していた期間とを合算した期間が一年を超えることとなることを含む。）」を加え、同号ロ中「とき」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて定年前再任用の前日に石川県外の地域手当支給地域に在勤していたものにあつては、当該在勤していた期間と当該定年前再任用の直後に石川県内の地域手当支給地域を含む地域手当支給地域に引き続き六箇月を超えて在勤していたことを含む。）」を加え、同号ハ中「していたこととなるとき」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて定年前再任用の前日に給料表の適用を受ける職員（当該地域を異にする異動又は当該在勤する公署の移転の日前一年以内に人事交流等により引き続き当該給料表の適用を受ける職員となつたものに限る。二において同じ。）として勤務していたものにあつては、適用日前の特例適用職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年前再任用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、当該石川県外の地域手当支給地域に引き続き一年を超えて在勤していたこととなることを含む。）」を加え、同号ニ中「していたこととなるとき」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて定年前再任用の前日に給料表の適用を受ける職員として勤務していたものにあつては、適用日前の特例適用職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年前再任用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、石川県外の地域手当支給地域に引き続き一年を超えて在勤していたこととなることを含む。）」を加え、同号ホ中「していたこととなるとき」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員であつて定年前再任用の前日に石川県外の地域手当支給地域に在勤していたものにあつては、適用日前の特例適用職員として勤務していた期間及び当該期間に引き続いて職員として勤務していた期間を定年前再任用の日前から引き続き定年前再任用短時間勤務職員として勤務していたものとした場合に、石川県内の地域手当支給地域を含む地域手当支給地域に引き続き六箇月を超えて在勤していたことを含む。）」を加え、同号に次のように加える。

イからホまでに掲げるもののほか、イからホまでに掲げるものの権衡上必要がある場合として人事委員会が定める場合

第五十七条の三第二項第一号中「第十条の二第二項第七号」を「第十条の二第二項第五号」に改め、同項第二号の表第五十七条の三第一項第二号イの項中「当該異動若しくは移転の日の前日に」を「適用日前の特例適用職員として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に」に、「さかのぼつた日」を「遡つた日」に、「当該石川県外」を「こととなる当該石川県外」に改め、同表第五十七条の三第一項第二号ロの項中「第十条の二第二項第七号」を「第十条の二第二項第五号」に改め、同表第五十七条の三第一項第二号ニの項中「さかのぼつた日」を「遡つた日」に改め、同表第五十七条の三第一項第二号ホの項中「第十条の二第二項第七号」を「第十条の二第二項第五号」に改め、同表に次のように加える。

第五十七条の三第一項第二号イ

人事委員会が別に定める割合

第五十七条の三第三項中「第一項第一号イ及びハ」を「第一項第一号イ、ハ及びニ」に、「同項第二号ロ及びホ」を「同項第二号ロ、ホ及びベ」に、「場合とする」を「場合（第一項第一号ニ及び同項第二号イについては、人事委員会が認める場合に限る。）とする」に改める。

第五十七条の三の二に次の一項を加える。

2 条例第十条の四第二項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 定年前再任用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）をされること。

二 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

第五十七条の三の三を次のように改める。

第五十七条の三の三 条例第十条の四第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいうものとする。

一 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者であり、かつ、適用日前三年以内の特例適用職員として勤務していた期間に第五十七条の二に規定する地域において勤務していた職員（適用日前三年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き特例適用職員となつたものにあつては、当該期間に同条に規定する地域において勤務していた者）のうち、適用日前三年以内の特例適用職員として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適

用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に条例第十条の四第一項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

一 前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に地域手当支給地域において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを条例第十条の四第一項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

二 前条第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員で、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に条例第十条の四第一項の規定による地域手当を支給されていたもの又は前号に掲げる職員として同条第二項の規定による地域手当を支給されていたもののうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなる者

四 前条第二項第二号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、前三号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認める者

2 前項第一号から第三号までに規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同項第一号から第三号までの場合に具備することとなる条例第十条の四第一項の支給要件に基づき、同項の規定により支給されることとなる額及び期間とし、前項第四号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間については、人事委員会が別に定める。

第五十七条の四第二号中「条例第九条に規定する扶養親族で条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第九条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を削る。

第五十七条の四の四の二第一号中「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第五十七条の四の十三第一項で定める法人に使用される者から引き続き」を「新たに」に改める。

第五十七条の四の五に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第五十七条の四の六第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第五十七条の四の八第一項中「欠くに至つた日」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

第五十七条の四の十中「及び第三項」を削る。

第五十七条の四の十三第二項を次のように改める。

2 条例第十条の六第三項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第五十七条の四の十に規定するやむを得ない事情とする。

第五十七条の四の十三第三項第一号中「次に掲げる事由の発生」を「外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと」に改め、同号中イ及びロを削り、同項第七号中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第一項で定める法人に使用される者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「と、」を「と、」第五十七条の四の十」とあるのを「前項」と、に改める。

第五十七条の四の十五に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第五十七条の四の十六第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第五十七条の四の十七第一項中「欠くに至つた日」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)」を加える。

第五十七条の六第二項中「合算した額」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)」を加え、同条第三項及び第四項中「職員に」を「職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く)」に改める。

へ。）に」に改める。

第五十七条の八第二項中「合計額に、」を「合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受けている給料の月額）に、」に改め、同条第四項中「職員に」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に」に改める。

第五十七条の九第二項第一号中「復帰し」の下に「、又は定年前再任用をされ」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、「職員となつて」を「職員となり、又は定年前再任用をされ」に改め、同項に次の三号を加える。

三 定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十一条の三第二項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

四 定年前再任用をされた職員で、当該定年前再任用の日の前日に条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、当該各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第五十七条の九第三項第一号中「又は前項第一号の復帰の日」を「、前項第一号の復帰の日又は定年前再任用をされた日」に、「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「公署が」を「公署が、」に、「日前に」を「日又は定年前再任用をされた日前に」に改め、同項に次の三号を加える。

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該定年前再任用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 人事委員会が別に定める期間及び額

第五十七条の十一及び第五十七条の十三第二項中「合計額」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加える。

第五十七条の十四第一項を次のように改める。

条例第十一条の五第二項の規定によりべき地手当に準ずる手当を支給される教職員は、次に掲げるものとする。

一 新たにべき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する教職員のうち、そのべき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないもの

二 定年前再任用をされ、べき地等学校に勤務することとなつた教職員で、当該学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

三 新たにべき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する教職員のうち、指定日前に定年前再任用をされ、当該学校に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転した者で、指定日において当該定年前再任用の日から起算して三年を経過していないもの

四 定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務することとなつた教職員のうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第十一条の五第二項に規定する新たにべき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する教職員で、指定日前三年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

五 定年前再任用をされた教職員で、当該定年前再任用の日の前日に条例第十一条の五第一項又は第二項の規定によるべき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるべき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、当該各号に規定する教職員との権衡上必要がある教職員として人事委員会が認めるもの

第六十二条の三を削る。

第六十二条の二第一項を削り、同条第二項第五号中「採用された職員」の下に「(次項第五号において「第一号任期付研究員」という。)」を加え、同号イ中「石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号。以下「育児休業条例」という。)」を「育児休業条例」に改め、同項第六号中「採用された職員」の下に「(次項第六号において「特定任期付職員」という。)」を、「又は」の下に「同条第四項(育児休業条例第十七条第三項(育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第六号において同じ。))の規定による」を加え、同号イ中「(育児休業条例第十七条第三項(育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 条例第十七条の二第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 六千円
- ロ 二種 五千円
- ハ 三種 四千三百円
- ニ 四種 三千五百円
- ホ 五種 三千円

二 第四号に掲げる職員以外の定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 五千五百円
- ロ 二種 四千五百円
- ハ 三種 三千八百円
- ニ 四種 三千円
- ホ 五種 二千五百円

三 管理監督職員のうち高等学校等の職員 次に掲げる当該職員の占める職に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 校長及び別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で校長相当の者が占める職 三千円
- ロ 副校長、教頭、別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で副校長相当の者又は教頭相当の者が占める職及び部主事 二千円

四 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員のうち高等学校等の職員 次に掲げる当該職員の占める職に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 校長及び別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で校長相当の者が占める職 二千五百円
- ロ 副校長、教頭、別表第十備考第五項の規定の適用を受ける職で副校長相当の者又は教頭相当の者が占める職及び部主事 千五百円

五 第一号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第六条第一項第一号の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 六号給及び任期付職員条例第六条第四項の規定による給料月額 六千円
- ロ 四号給及び五号給 五千円
- ハ 二号給及び三号給 四千三百円
- ニ 一号給 三千五百円

六 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第六条第二項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第六条第四項の規定による給料月額 六千円
- ロ 五号給 五千円
- ハ 二号給から四号給まで 四千三百円

二 一 号 給 三 十 五 百 円

第六十二条の二の前の見出しを削り、同条を第六十二条の三とし、第六十二条の次に次の見出し及び一条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第六十二条の二 条例第十七条の二第三項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第一項（石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号。以下「育児休業条例」という。）第十七条第一項（育児休業条例第十九条において適用する場合を含む。）又は第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第六十二条の三の二において同じ。）の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

第六十二条の三の二中「第六十二条の二第二項及び前条第一項」を「第六十二条の三」に、「第六十二条の二第二項第一号」を「同条第一項第一号」に、「前条第一項第一号」を「第二項第一号」に改め、同条を第六十二条の三の三とし、同条の前に次の一条を加える。

第六十二条の三の二 次に掲げる場合には、条例第十七条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十七条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十七条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

第七十一条第一号中「定年前三任用短時間勤務職員」を「次号及び第三号に掲げる職員」に、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に改め、同条第二号中「百分の百二・五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百八十」に改め、同条に次の一号を加える。

三 任期付職員条例第六条第二項の給料表の適用を受ける職員 百分の二百六十二・五

第七十一条の三第二項を削る。

第七十一条の四第一号を次のように改める。

一 扶養親族（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第九条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者

第七十一条の五第一項中「第七十五条第一項第三号」を「第七十五条第一項第二号」に改める。

第七十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第七十六条の十四第一項に次の一号を加える。

三 第七十六条の二十一の八第一項第三号又は第四号の職員たる要件を欠くに至つた場合

第七十六条の十四第二項中「変更」の下に「又は前項第三号に該当することとなつたこと」を加える。

第七十六条の十五第一項中「提示」の下に「又は第七十六条の二十一の八第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第七十六条の十七第一項中「新幹線鉄道等」を「条例第二十二条の六第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第七十六条の十八第一項中「〔次項〕」の下に「及び第七十六条の二十第二号」を加え、同項第一号中「第二十二条の六第七項」を「第二十二条の六第八項」に改める。

第七十六条の二十第一号中「〔同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が六万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額〕」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては）」に改める。

第七十六条の二十一の二中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「あるもの」の下に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第七十六条の二十一の三中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「おける次に掲げる住居」に改め、同条に

次の各号を加える。

- 一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- 二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
 - イ 条例第二十二條の六第三項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- 三 前二号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第七十六條の二十一の四を削る。

第七十六條の二十一の五第一項中「新幹線鉄道等に係る」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る」に改め、同条第二項中「新幹線鉄道等」の下に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額（第七十六條の二十一の九第三項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「一、価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」とを削り、「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「運賃等」とあるのは「特別料金等」に改め、同条を第七十六條の二十一の四とする。

第七十六條の二十一の六を第七十六條の二十一の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十六條の二十一の六 条例第二十二條の六第四項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- 一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- 二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
 - イ 条例第二十二條の六第四項に規定する直前の住居から通勤場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- 三 前二号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第七十六條の二十一の七及び第七十六條の二十一の八を次のように改める。

第七十六條の二十一の七 条例第二十二條の六第四項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

- 一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者
- 二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の事情に変更を生ずる職員

第七十六條の二十一の八 条例第二十二條の六第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

- 一 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員のうち、条例第二十二條の六第一項第一号又は第三号に掲げ

る職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の事情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

一 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上あり、かつ、当該子の養育を行つているものに限る。）

四 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上又は通勤時間が九十分以上あり、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。）

五 前各号に掲げるもののほか、条例第二十二條の六第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号に規定する事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が六十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第七十六條の二十一の九を削る。

第七十六條の二十一の十第一項中「第三項各号に掲げる」を「第三項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「以下この条及び」を「以下この条、第七十六條の二十一の二第二項第二号及び」に改め、同条第二項中「離職」の下に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第十六号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）を」を加え、同条第三項を次のように改め、同条を第七十六條の二十一の九とする。

3 条例第二十二條の六第六項の人事委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第

七十六条の二十第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第二十二條の六第二項第二号に定める額（第七十六條の二十第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第七十六條の二十二の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第二十二の六第六項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第七十六條の二十二の二第二項を次のように改める。

- 2 条例第二十二條の六第七項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生日」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生日の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生日が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第七十六條の二十二の二第三項を削り、同条第四項中「第二十二條の六第六項」を「第二十二條の六第七項」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十六條の二十二の三第一項中「第二十二條の六第七項」を「第二十二條の六第八項」に改め、同項第一号ただし書中「ただし、新幹線鉄道等」の下に「の利用に係る特別料金等」を、「当該新幹線鉄道等」の下に「の利用に係る特別料金等」を加える。

附則第十三項及び第十四項を次のように改める。

（令和七年改正条例附則第四条の規定が適用される間の読替え）

- 13 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第五十三條の十中「条例第九条第一項ただし書の」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号。次項において「令和七年改正条例」という。）附則第四条の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第九条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級に相当する職員として」と、第五十四條及び第五十四條の二中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第五十五條第一項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、第五十六條の二第一項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

- 14 令和七年改正条例附則第四条の規定により読み替えられた条例第九条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第五十三條の十及び第五十四條の二に規定する職員とする。

附則中第十五項及び第十六項を削り、第十七項を第十五項とする。

別表第五を次のように改める。

別表第5（第7条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等とし	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$

30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			

77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						

124		53						
125		53						

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5

42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				

89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					

136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ハ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1
31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1

34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	
63	34	27	35	
64	34	28	36	
65	35	29	37	
66	35	30	38	
67	36	31	39	
68	36	32	40	
69	37	33	41	
70	37	34	42	
71	38	35	43	
72	38	36	44	
73	39	37	45	
74	39	38	45	
75	40	39	46	
76	40	40	46	
77	41	41	47	
78	41	42	47	
79	42	43	48	
80	42	44	48	

81	43	45	49	
82	43	46	50	
83	44	47	51	
84	44	48	52	
85	45	49	53	
86	45	50	53	
87	46	51	53	
88	46	52	54	
89	47	53	54	
90	47	54	54	
91	48	55	55	
92	48	56	55	
93	49	57	55	
94	49	58	56	
95	50	59	56	
96	50	60	56	
97	51	61	57	
98	51	62	57	
99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	69		
107	56	70		
108	56	70		
109	57	71		
110	57	71		
111	57	72		
112	57	72		
113	58	73		
114	58	73		
115	58	74		
116	58	74		
117	59	75		
118	59	75		
119	59	76		
120	59	76		
121	60	77		
122	60	77		
123	60	77		
124	60	77		
125	61	77		
126	61	78		
127	61	78		

128	61	78		
129	61	78		
130	61	78		
131	62	79		
132	62	79		
133	62	79		
134	62	79		
135	62	79		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	82		
144	64	82		
145	64	83		
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

ニ 教育職給料表(ニ)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1

18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4

65	47	17	57	4
66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6
78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	
83	55	35	68	
84	55	36	69	
85	55	37	69	
86	56	38	69	
87	56	39	69	
88	56	40	70	
89	57	41	70	
90	57	42	70	
91	58	43	70	
92	58	44	71	
93	59	45	71	
94	59	46	71	
95	60	47	71	
96	60	48	72	
97	61	49	72	
98	61	50	72	
99	61	51	72	
100	61	52	72	
101	62	53	73	
102	62	54	73	
103	62	55	74	
104	62	56	74	
105	63	57	75	
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		

112	64	64		
113	65	65		
114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		
124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		
134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		
156		84		
157		85		

ホ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6

46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		

93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		
102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

へ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1

15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5

62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ト 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1

20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	

67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

チ 医療職給料表(昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1
19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21

48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	
59	42	31	47	39	26	
60	42	32	48	40	26	
61	43	33	49	41	27	
62	43	34	50	42	27	
63	44	35	51	43	28	
64	44	36	52	44	28	
65	45	37	53	45	29	
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		

95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		
101	77	73	85	62		
102	77	74	86	62		
103	78	75	87	63		
104	78	76	88	63		
105	79	77	88	63		
106	79	77	88	63		
107	80	77	89	64		
108	80	78	89	64		
109	81	78	89	65		
110	81	78	90			
111	81	79	90			
112	81	79	90			
113	81	79	91			
114	82	80	91			
115	82	80	91			
116	82	80	92			
117	82	81	92			
118	82	81	92			
119	83	81	93			
120	83	81	93			
121	83	82	93			
122	83	82				
123	83	82				
124	84	82				
125	84	83				
126	84	83				
127	84	83				
128	84	83				
129	85	84				
130	85	84				
131	85	84				
132	86	84				
133	86	85				
134	86	85				
135	87	85				
136	87	86				
137	87	86				
138	88	86				
139	88	86				
140	88	86				
141	89	87				

142	89	87				
143	89	87				
144	89	87				
145	90	87				
146	90	88				
147	90	88				
148	90	88				
149	91	88				
150	91	88				
151	91	89				
152	91	89				
153	92	89				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					
165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8の2（第24条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		

12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			

59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						

106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45
6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	
15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	

24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		

71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					

118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ハ 教育職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	37	29	41
2	22	38	30	42
3	23	39	31	43
4	24	40	32	44
5	25	41	33	45
6	26	42	34	46
7	27	43	35	47
8	28	44	36	48
9	29	45	37	50
10	30	46	38	52
11	31	47	39	54
12	32	48	40	56
13	33	49	41	58
14	34	50	42	60
15	35	51	43	61

16	36	52	44	61
17	37	53	45	61
18	38	54	46	61
19	39	55	47	61
20	40	56	48	61
21	41	57	49	61
22	42	58	50	
23	43	59	51	
24	44	60	52	
25	46	61	53	
26	48	62	54	
27	50	63	55	
28	52	64	56	
29	54	65	57	
30	56	66	58	
31	58	67	59	
32	60	68	60	
33	62	69	61	
34	64	70	62	
35	66	71	63	
36	68	72	64	
37	70	73	65	
38	72	74	66	
39	74	75	67	
40	76	76	68	
41	78	77	69	
42	80	78	70	
43	82	79	71	
44	84	80	72	
45	86	81	74	
46	88	82	76	
47	90	83	78	
48	92	84	80	
49	94	85	81	
50	96	86	82	
51	98	87	83	
52	100	88	84	
53	102	89	87	
54	104	90	90	
55	106	91	93	
56	108	92	96	
57	112	93	99	
58	116	94	102	
59	120	95	105	
60	124	96	105	
61	130	97	105	
62	136	98		

63	142	99		
64	148	100		
65	150	101		
66	152	102		
67	153	103		
68	153	104		
69	153	106		
70	153	108		
71	153	110		
72	153	112		
73	153	114		
74	153	116		
75	153	118		
76	153	120		
77	153	125		
78	153	130		
79	153	135		
80	153	140		
81	153	142		
82	153	144		
83	153	145		
84	153	145		
85	153	145		
86	153	145		
87	153	145		
88	153	145		
89	153	145		
90	153	145		
91	153	145		
92	153	145		
93	153	145		
94	153	145		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			

110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

ニ 教育職給料表(ニ)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	9	49	9	61
2	10	50	10	62
3	10	51	11	63
4	11	52	12	68
5	12	53	13	73
6	13	54	14	78
7	14	55	15	81

8	15	56	16	81
9	17	57	17	81
10	18	58	18	81
11	19	59	19	81
12	20	60	20	81
13	21	61	21	81
14	22	62	22	81
15	23	63	23	81
16	24	64	24	81
17	25	65	25	81
18	26	66	26	81
19	27	67	27	81
20	28	68	28	81
21	29	69	29	81
22	30	70	30	
23	31	71	31	
24	32	72	32	
25	33	73	33	
26	34	74	34	
27	35	75	35	
28	36	76	36	
29	37	77	37	
30	38	78	38	
31	39	79	39	
32	40	80	40	
33	41	81	41	
34	42	82	42	
35	43	83	43	
36	44	84	44	
37	46	85	45	
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	
50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	

55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	
66	120	116	78	
67	124	118	79	
68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150		
83	125	153		
84	125	156		
85	125	157		
86	125	157		
87	125	157		
88	125	157		
89	125	157		
90	125	157		
91	125	157		
92	125	157		
93	125	157		
94	125	157		
95	125	157		
96	125	157		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		

102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			

149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

ホ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	

35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		

82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

へ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30

4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	

51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

ト 医療職給料表(Ⅱ)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32

9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		

56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				

103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

チ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	29	13	21	25	21
2	17	30	14	22	26	22
3	17	31	15	23	27	23
4	18	32	16	24	28	24
5	19	33	17	25	29	25
6	20	34	18	26	30	26
7	21	35	19	27	31	27
8	22	36	20	28	32	28
9	24	37	21	29	33	29
10	25	38	22	30	34	30
11	26	39	23	31	35	31
12	28	40	24	32	36	32
13	29	41	25	33	37	33
14	30	42	26	34	38	34
15	31	43	27	35	39	35
16	32	44	28	36	40	36
17	33	45	29	37	42	37
18	34	46	30	38	44	38
19	35	47	31	39	46	39
20	36	48	32	40	48	44
21	37	49	33	41	50	49
22	38	50	34	42	52	54
23	39	51	35	43	54	57
24	40	52	36	44	56	57
25	41	53	37	45	58	57
26	42	54	38	46	60	57
27	43	55	39	47	62	57
28	44	56	40	48	64	57
29	45	57	41	49	70	57
30	46	58	42	50	76	57
31	47	59	43	51	82	57
32	48	60	44	52	85	57
33	49	61	45	53	85	57
34	50	62	46	54	85	57
35	51	63	47	55	85	57
36	52	64	48	56	85	57

37	53	65	49	57	85	57
38	54	66	50	58	85	57
39	55	67	51	59	85	57
40	56	68	52	60	85	57
41	58	69	53	61	85	57
42	60	70	54	62	85	
43	62	71	55	63	85	
44	64	72	56	64	85	
45	65	73	57	66	85	
46	66	74	58	68	85	
47	67	75	59	70	85	
48	68	76	60	72	85	
49	69	77	61	73	85	
50	70	78	62	74	85	
51	71	79	63	75	85	
52	72	80	64	76	85	
53	73	81	65	78	85	
54	74	82	66	80	85	
55	75	83	67	82	85	
56	76	84	68	84	85	
57	77	85	69	86	85	
58	78	86	70	88		
59	79	87	71	90		
60	80	88	72	94		
61	81	89	73	98		
62	82	90	74	102		
63	83	91	75	106		
64	84	92	76	108		
65	86	93	77	109		
66	88	94	78	109		
67	90	95	79	109		
68	92	96	80	109		
69	93	97	81	109		
70	94	98	82	109		
71	95	99	83	109		
72	96	100	84	109		
73	97	101	85	109		
74	98	102	86	109		
75	99	103	87	109		
76	100	104	88	109		
77	102	107	89	109		
78	104	110	90	109		
79	106	113	91	109		
80	108	116	92	109		
81	113	120	94	109		
82	118	124	96	109		
83	123	128	98	109		

84	128	132	100	109		
85	131	135	101	109		
86	134	140	102			
87	137	145	103			
88	140	150	106			
89	144	153	109			
90	148	153	112			
91	152	153	115			
92	156	153	118			
93	159	153	121			
94	162	153	121			
95	165	153	121			
96	168	153	121			
97	169	153	121			
98	169	153	121			
99	169	153	121			
100	169	153	121			
101	169	153	121			
102	169	153	121			
103	169	153	121			
104	169	153	121			
105	169	153	121			
106	169	153	121			
107	169	153	121			
108	169	153	121			
109	169	153	121			
110	169	153				
111	169	153				
112	169	153				
113	169	153				
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169					
123	169					
124	169					
125	169					
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					

131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1 級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

別表第 8 の 3 （第36条関係）

昇 給 号 給 数 表

イ 行政職給料表 7 級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4（医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員で、その職務の級が 7 級であり、かつ、第35条に規定する職員に該当する場合にあつては、3）	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び第35条の 2 各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は条例第 4 条第 8 項第 1 号に掲げる職員以外の職員に、この表に定める下段の号給数は同号に掲げる職員に適用する。

ロ 行政職給料表 8 級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第35条の2各号に掲げる職員に適用する。

別表第十五号「湯涌駐在所」を「金沢市」を
「湯涌駐在所」を「金沢市」
「水産総合センター内水面水産センター」を「加賀市」
に「石川自然保護センター白峰駐在所」

を「石川自然保護センター市ノ瀬センターセンター」に改める。

別記第十一号様式「一般職の職員の給与に関する条例第10条第1項」を「一般職の職員の給与に関する条例の施行規則第55条第1項」に

届出の理由
□1 新たに職員となつた（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。）。
□2 行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となつた（子以外の扶養親族がある場合に限る。）。
□3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある（行政9級職員等にあつては、子に限る。）。
□4 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政9級職員等にあつては、子に限る。）。

届出の理由
□1 新たに職員となつた又は新たに一般職の職員の給与に関する条例第9条の規定の適用の対象となつた。
□2 行政9級職員等又は行政8級職員等から降格等となつた。
□3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある。
□4 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある。
※ 1、3及び4については、行政9級職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に、行政8級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る。

改める。

別記第六号の11様式「職員以外の地方公務員、国家公務員、退職派遣者若しくは公社、公庫、公団、事業団等の職員から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「、定年前再任用をされた者」を「、定年前再任用」に改める。

別記第六号の15様式「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第八号様式及び別記第九号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式（第 76 条の 14 関係）

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		勤務公署名	
殿		所在地	
職	氏 名		
住 居			

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則第 76 条の 14 の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。
(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)

☐ 新規 (□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
☐ 住居の変更 (転居日の通勤 □有 □無)
☐ 通勤経路又は方法の変更
☐ 運賃等の負担額の変更
☐ その他 ()

(届出の理由が生じた日)
年 月 日

順 路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距 離 (概算)	所要時間 (概算)	乗 車 券 等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 の 額	備 考
1 □		住居から (経由)	まで	分		円	
2 □		から (経由)	まで	分		円	
3 □		から (経由)	まで	分		円	
4 □		から (経由)	まで	分		円	
5 □		から (経由)	まで	分		円	
6 □		から (経由)	まで	分		円	

記入上の注意

1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務経路の変更 (交替制勤務から普通勤務への変更等) による負担額の変更を含む。

2 「通勤の方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。

3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等 (定期券、〇〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別) を記入する。

4 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等 (定期券 (〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等) の額を記入する。

5 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。

6 通勤経路の略図 (経路朱線) は、この様式の裏面に記入する。

7 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

別記第 9 号様式（第76条の15関係）

通 勤 手 当 認 定 簿

氏名										所 属		事 実 発 生 年 月 日		年 月 日	
□回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）										〔算出式〕		提 出 年 月 日		年 月 日	
1 箇月当たりの平均通勤所要回数										回		受 理 年 月 日		年 月 日	
順 路	算 出 の 基 礎 と な る 普 通 交 通 機 関 等 の 名 称	定 期 回 数 の 他	運 賃 等 の 額 の 算 出 基 礎		運 賃 等 の 回 数	運 賃 等 の 相 当 額		1 箇 月 当 た り の 運 賃 等 の 相 当 額	普 通 交 通 機 関 等 の 認 定 期 間	取 扱 者 確 認 欄	支 給 月 給 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	考 備			
			回 数	定 期 券		回 数	定 期 券								
1						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
改正						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
2						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
改正						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
3						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
改正						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
4						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
改正						円	(箇月)	円	年 月 日 から 年 月 日 まで		1 2 3 4 5 6				
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額										円	年 月 日 改正	円			
自動車等の額 (条例第22条の 6 第 2 項第 2 号の額) (自動車等の使用距離 km)										円	年 月 日 改正	円			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第76条の20 □第 1 号 □第 2 号 □第 3 号										円	年 月 日 改正	円			
1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額										円	年 月 日 改正	円			

※運賃等の額に改定があつた場合には、「年 月 まで」は、改定があつた月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

新幹線鉄道等利用者の 算出の基礎となる 新幹線鉄道利用区間 順路等の名称	定期券の回数その他	特別算出の回数その他	特別料金等相当額		1箇月の特別料金相当額	新幹線鉄道等の認定期間	取扱者 確認欄	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考						
			回数	定額											
1				円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
改正				円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
2				円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
改正				円 (箇月)	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額					円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円						
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額の合計額が150,000円を超えるとき					150,000円×〔 箇月 〕 = 円										
支給額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	確認・決定 (改定)		備考
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	
決 定 事 項	条例第22条の6第1項 該当・非該当 □該当 (□規則第76条の16) □非該当 理由:			返納事由 規則第76条の22の2第1項 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号		返納事由 発生年月及び新幹線鉄道等		払戻金相当額の算出基礎		払戻金相当額		取扱者 確認欄		備考	
	手当額の決定 条例第22条の6第2項 □第1号□第2号□第3号 (□規則第76条の19 (通勤所要回数 回) □規則第76条の20 □第1号□第2号□第3号 □規則第76条の21の8第1項第3号 (□規則第76条の21の8第1項第4号) □規則第76条の21の8第1項第4号 (□規則第76条の21の8第1項第4号)			1 2 3 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第1号 □第2号 □第3号 □第4号											

※特別料金等の額に改定があつた場合における「新幹線鉄道等の認定期間」の「年 月 まで」は、改定があつた月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

（教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第二条 教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年石川県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	2,000円	2,100円	4,000円	4,900円	7,400円
	2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	22	2,400	2,800	5,100	5,700	
	23	2,400	2,800	5,100	5,700	
	24	2,400	2,800	5,100	5,700	
	25	2,600	2,900	5,300	5,900	
	26	2,600	2,900	5,300	5,900	
	27	2,600	2,900	5,300	5,900	
	28	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29	2,700	3,000	5,400	6,000	
	30	2,700	3,000	5,400	6,000	
	31	2,700	3,000	5,400	6,000	
	32	2,700	3,000	5,400	6,000	

		33	2,800	3,200	5,600	6,100		
		34	2,800	3,200	5,600	6,100		
		35	2,800	3,200	5,600	6,100		
		36	2,800	3,200	5,600	6,100		
		37	2,900	3,300	5,700	6,300		
		38	2,900	3,300	5,700	6,300		
		39	2,900	3,300	5,700	6,300		
		40	2,900	3,300	5,700	6,300		
		41	3,100	3,500	5,800	6,400		
		42	3,100	3,500	5,800	6,400		
		43	3,100	3,500	5,800	6,400		
		44	3,100	3,500	5,800	6,400		
		45	3,200	3,700	6,000	6,600		
		46	3,200	3,700	6,000	6,600		
		47	3,200	3,700	6,000	6,600		
		48	3,200	3,700	6,000	6,600		
		49	3,300	3,800	6,100	6,800		
		50	3,300	3,800	6,100	6,800		
		51	3,300	3,800	6,100	6,800		
		52	3,300	3,800	6,100	6,800		
		53	3,400	4,100	6,300	6,900		
		54	3,400	4,100	6,300	6,900		
		55	3,400	4,100	6,300	6,900		
		56	3,400	4,100	6,300	6,900		
		57	3,500	4,300	6,400	7,000		
		58	3,500	4,300	6,400	7,000		
		59	3,500	4,300	6,400	7,000		
		60	3,500	4,300	6,400	7,000		
		61	3,600	4,500	6,500	7,100		
		62	3,600	4,500	6,500	7,100		
		63	3,600	4,500	6,500	7,100		
		64	3,600	4,500	6,500	7,100		
		65	3,700	4,800	6,700	7,200		
		66	3,700	4,800	6,700	7,200		
		67	3,700	4,800	6,700	7,200		
		68	3,700	4,800	6,700	7,200		
		69	3,800	4,900	6,800	7,300		
		70	3,800	4,900	6,800	7,300		

定年前再任
用短時間勤
務職員以外
の職員

71	3,800	4,900	6,800	7,300
72	3,800	4,900	6,800	7,300
73	3,900	5,100	6,900	7,400
74	3,900	5,100	6,900	7,400
75	3,900	5,100	6,900	7,400
76	3,900	5,100	6,900	7,400
77	4,000	5,300	6,900	7,500
78	4,000	5,300	6,900	7,500
79	4,000	5,300	6,900	7,500
80	4,000	5,300	6,900	7,500
81	4,100	5,400	7,000	7,500
82	4,100	5,400	7,000	
83	4,100	5,400	7,000	
84	4,100	5,400	7,000	
85	4,100	5,500	7,200	
86	4,100	5,500	7,200	
87	4,100	5,500	7,200	
88	4,100	5,500	7,200	
89	4,200	5,600	7,200	
90	4,200	5,600	7,200	
91	4,200	5,600	7,200	
92	4,200	5,600	7,200	
93	4,300	5,800	7,200	
94	4,300	5,800	7,200	
95	4,300	5,800	7,200	
96	4,300	5,800	7,200	
97	4,400	5,900	7,300	
98	4,400	5,900	7,300	
99	4,400	5,900	7,300	
100	4,400	5,900	7,300	
101	4,400	6,100	7,300	
102	4,400	6,100	7,300	
103	4,400	6,100	7,300	
104	4,400	6,100	7,300	
105	4,500	6,200	7,300	
106	4,500	6,200		
107	4,500	6,200		
108	4,500	6,200		

			109	4,500	6,300				
			110	4,500	6,300				
			111	4,500	6,300				
			112	4,500	6,300				
			113	4,600	6,400				
			114	4,600	6,400				
			115	4,600	6,400				
			116	4,600	6,400				
			117	4,700	6,500				
			118	4,700	6,500				
			119	4,700	6,500				
			120	4,700	6,500				
			121	4,700	6,600				
			122	4,700	6,600				
			123	4,700	6,600				
			124	4,700	6,600				
			125	4,800	6,700				
			126		6,700				
			127		6,700				
			128		6,700				
			129		6,800				
			130		6,800				
			131		6,800				
			132		6,800				
			133		6,900				
			134		6,900				
			135		6,900				
			136		6,900				
			137		6,900				
			138		6,900				
			139		6,900				
			140		6,900				
			141		6,900				
			142		6,900				
			143		6,900				
			144		6,900				
			145		7,000				

	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,100			
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第 2（第 4 条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	2,000円	2,500円	4,000円	5,700円	7,400円
	2	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	3	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	4	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	6	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	7	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	8	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	10	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	11	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	14	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	15	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	16	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	18	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	19	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	20	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900

		21	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000	
		22	2,400	3,200	5,100	6,400		
		23	2,400	3,200	5,100	6,400		
		24	2,400	3,200	5,100	6,400		
		25	2,600	3,300	5,300	6,600		
		26	2,600	3,300	5,300	6,600		
		27	2,600	3,300	5,300	6,600		
		28	2,600	3,300	5,300	6,600		
		29	2,700	3,500	5,400	6,800		
		30	2,700	3,500	5,400	6,800		
		31	2,700	3,500	5,400	6,800		
		32	2,700	3,500	5,400	6,800		
		33	2,800	3,700	5,600	6,900		
		34	2,800	3,700	5,600	6,900		
		35	2,800	3,700	5,600	6,900		
		36	2,800	3,700	5,600	6,900		
		37	2,900	3,800	5,700	7,000		
		38	2,900	3,800	5,700	7,000		
		39	2,900	3,800	5,700	7,000		
		40	2,900	3,800	5,700	7,000		
		41	3,100	4,100	5,800	7,100		
		42	3,100	4,100	5,800	7,100		
		43	3,100	4,100	5,800	7,100		
		44	3,100	4,100	5,800	7,100		
		45	3,200	4,300	6,000	7,200		
		46	3,200	4,300	6,000	7,200		
		47	3,200	4,300	6,000	7,200		
		48	3,200	4,300	6,000	7,200		
		49	3,300	4,500	6,100	7,300		
		50	3,300	4,500	6,100	7,300		
		51	3,300	4,500	6,100	7,300		
		52	3,300	4,500	6,100	7,300		
		53	3,400	4,800	6,300	7,400		
		54	3,400	4,800	6,300	7,400		
		55	3,400	4,800	6,300	7,400		
		56	3,400	4,800	6,300	7,400		
		57	3,500	4,900	6,400	7,500		
		58	3,500	4,900	6,400	7,500		

定年前再任
用短時間勤
務職員以外
の職員

59	3,500	4,900	6,400	7,500
60	3,500	4,900	6,400	7,500
61	3,600	5,100	6,500	7,500
62	3,600	5,100	6,500	
63	3,600	5,100	6,500	
64	3,600	5,100	6,500	
65	3,700	5,300	6,700	
66	3,700	5,300	6,700	
67	3,700	5,300	6,700	
68	3,700	5,300	6,700	
69	3,800	5,400	6,800	
70	3,800	5,400	6,800	
71	3,800	5,400	6,800	
72	3,800	5,400	6,800	
73	3,900	5,500	6,900	
74	3,900	5,500	6,900	
75	3,900	5,500	6,900	
76	3,900	5,500	6,900	
77	4,000	5,600	6,900	
78	4,000	5,600	6,900	
79	4,000	5,600	6,900	
80	4,000	5,600	6,900	
81	4,100	5,800	7,000	
82	4,100	5,800	7,000	
83	4,100	5,800	7,000	
84	4,100	5,800	7,000	
85	4,100	5,900	7,200	
86	4,100	5,900	7,200	
87	4,100	5,900	7,200	
88	4,100	5,900	7,200	
89	4,200	6,100	7,200	
90	4,200	6,100	7,200	
91	4,200	6,100	7,200	
92	4,200	6,100	7,200	
93	4,300	6,200	7,200	
94	4,300	6,200	7,200	
95	4,300	6,200	7,200	
96	4,300	6,200	7,200	

			97	4,400	6,300	7,300			
			98	4,400	6,300	7,300			
			99	4,400	6,300	7,300			
			100	4,400	6,300	7,300			
			101	4,400	6,400	7,300			
			102	4,400	6,400	7,300			
			103	4,400	6,400	7,300			
			104	4,400	6,400	7,300			
			105	4,500	6,500	7,300			
			106	4,500	6,500				
			107	4,500	6,500				
			108	4,500	6,500				
			109	4,500	6,600				
			110	4,500	6,600				
			111	4,500	6,600				
			112	4,500	6,600				
			113	4,600	6,700				
			114	4,600	6,700				
			115	4,600	6,700				
			116	4,600	6,700				
			117	4,700	6,800				
			118	4,700	6,800				
			119	4,700	6,800				
			120	4,700	6,800				
			121	4,700	6,900				
			122	4,700	6,900				
			123	4,700	6,900				
			124	4,700	6,900				
			125	4,800	6,900				
			126	4,800	6,900				
			127	4,800	6,900				
			128	4,800	6,900				
			129	4,900	6,900				
			130	4,900	6,900				
			131	4,900	6,900				
			132	4,900	6,900				
			133	4,900	7,000				

	134	4,900	7,000			
	135	4,900	7,000			
	136	4,900	7,000			
	137	4,900	7,100			
	138	4,900	7,100			
	139	4,900	7,100			
	140	4,900	7,100			
	141	5,000	7,100			
	142	5,000	7,100			
	143	5,000	7,100			
	144	5,000	7,100			
	145	5,100	7,100			
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
定年前再任 用短時間勤 務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）

第三條 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則（平成十七年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五條の前の見出し中「及び特定任期付職員業績手当」を削り、同条第二項を削る。

第六條第二項を削る。

附 則

（施行期日）

第一條 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「改正後の給与規則」という。）別記第六号の五様式の規定は、同年六月一日から施行する。

（切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

第二條 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の給与規則第二十三條又は第二十四條の規定を適用する。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整）

第三條 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の切替日における号給については、切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）

第四条 令和十年三月三十一日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「条例」という。）第十条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、改正後の給与規則第五十七条の二の規定にかかわらず、次の表に掲げる地域とする。

級 地	都道府県	地 域
二十パーセント級地	東京都	特別区
十六パーセント級地	大阪府	大阪市
十四パーセント級地	愛知県	名古屋市
三パーセント級地	石川県	金沢市
二パーセント級地	石川県	内灘町

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号。以下「令和七年改正条例」という。）附則第五条第一項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- 一 二十パーセント級地 百分の二十
- 二 十六パーセント級地 百分の十六
- 三 十四パーセント級地 百分の十四
- 四 三パーセント級地 百分の三
- 五 二パーセント級地 百分の二

3 令和七年改正条例附則第五条第一項後段の人事委員会規則で定める級地は、第一項に定めるとおりとする。

（令和十年三月三十一日までの間における条例第十条の四の規定による地域手当に関する経過措置）

第五条 切替日から令和十年三月三十一日までの間における改正後の給与規則第五十七条の三第二項第一号に定める割合については、同号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

区 分	割 合
第五十七条の三第二項第一号イ	当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた石川県内の地域手当支給地域又は同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた地域手当支給地域に係る一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則（令和七年石川県人事委員会規則第七号。以下「令和七年改正規則」という。）附則第四条第二項各号に定める割合のうち最も低い割合
第五十七条の三第二項第一号ロ	当該異動又は移転の日の前日に在勤していた当該石川県内の地域手当支給地域に係る令和七年改正規則附則第四条第二項各号に定める割合
第五十七条の三第二項第一号ハ	適用日前の特例適用職員として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた石川県内の地域手当支給地域又は同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していたこととなる地域手当支給地域に係る令和七年改正規則附則第四条第二項各号に定める割合のうち最も低い割合

2 切替日から令和十年三月三十一日までの間における改正後の給与規則第五十七条の三第二項第二号の規定の適用については、同号の表第五十七条の三第二項第二号イの項中「条例第十条の二第二項各号に定める割合」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則（令和七年石川県人事委員会規則第七号。以下この表において「令和七年改正規則」という。）附則第四条第二項各号に定める割合」と、同表第五十七条の三第二項第二号ロの項中「条例第十条の二第二項第五号に定める割合」とあるのは「在勤する地域を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの期間に在勤していた地域手当支給地域に係る令和七年改正規則附

則第四条第二項各号に定める割合のうち最も低い割合（当該期間の全てを石川県外の地域手当支給地域に在勤していた場合にあつては、令和七年改正規則附則第四条第二項第四号に定める割合）」と、同表第五十七条の三第一項第二号ハの項及び第五十七条の三第一項第二号ニの項中「条例第十条の二第二項各号に定める割合」とあるのは「令和七年改正規則附則第四条第二項各号に定める割合」と、同表第五十七条の三第一項第二号ホの項中「条例第十条の二第二項第五号に定める割合」とあるのは「適用日前の特例適用職員として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日から六箇月を遡つた日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの期間に在勤していたこととなる地域手当支給地域に係る令和七年改正規則附則第四条第二項各号に定める割合のうち最も低い割合（当該期間の全てを石川県外の地域手当支給地域に在勤していたこととなるときは、令和七年改正規則附則第四条第二項第四号に定める割合）」とする。

- 3 前二項の規定を適用する場合において、職員が異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き六箇月（当該地域が石川県外の地域手当支給地域である場合は、一年）を超えて在勤していた場合であつて、同日から六箇月（異動又は移転の日の前日に在勤していた地域が石川県外の地域手当支給地域である場合は、一年）を遡つた日の前日から当該異動又は移転の日までの間に当該地域に係る条例第十条の二第二項各号に定める割合が変更されたときは、当該期間の支給割合のうち最も低い割合とする。

（暫定再任用職員に関する地域手当に係る経過措置）

第六条 暫定再任用職員（石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第二十八号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十一条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の給与規則第五十七条の三から第五十七条の三の三までの規定を適用する。この場合において、改正後の給与規則第五十七条の三第一項中「（以下「定年前再任用」という。）」とあるのは「（以下「定年前再任用」という。）又は暫定再任用（石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年石川県条例第二十八号）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。））」と、「当該定年前再任用」とあるのは「当該定年前再任用又は暫定再任用」と、「定年前再任用の前日」とあるのは「定年前再任用又は暫定再任用の前日」と、「定年前再任用の日前」とあるのは「定年前再任用又は暫定再任用の日前」と、改正後の給与規則第五十七条の三の二第二項第一号中「定年前再任用」とあるのは「定年前再任用又は暫定再任用」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は暫定再任用に係る任期が満了した日」とする。

（特勤勤務手当に関する経過措置）

第七条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第五十七条の六第二項から第四項まで並びに第五十七条の八第二項から第四項までの規定を適用する。

- 2 暫定再任用職員に対する改正後の給与規則第五十七条の九第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用（石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（次項第四号において「令和四年改正条例」という。）附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをい、暫定再任用に係る任期が満了した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号から第五号までの規定中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

- 3 切替日から令和十年三月三十一日までの間における一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「給与規則」という。）第五十七条の七の規定の適用については、同条中「地域手当支給地域」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則（令和七年石川県人事委員会規則第七号）附則第四条第一項の表に掲げる地域」と、「条例第十条の二」とあるのは「一般職の職員の給与に関

する条例等の一部を改正する条例（令和七年石川県条例第三号）附則第五条第一項」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第八条 改正後の給与規則第五十七条の九第二項第一号及び第二号の規定は、切替日以後に法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項又は令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による採用（以下「定年前三任用等」という。）をされた定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の給与規則第五十七条の九第二項第三号の規定は、切替日以後に定年前三任用等をされ、当該定年前三任用等の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が切替日以後である定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の給与規則第五十七条の九第二項第四号の規定は、切替日以後に定年前三任用等をされ、当該定年前三任用等の日の前日に支給されていた条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が切替日以後である場合について適用する。

（へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

第九条 暫定再任用職員は、定年前三任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第五十七条の十一及び第五十七条の十三第二項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後の給与規則第五十七条の十四第一項の適用については、同項第二号中「定年前三任用」とあるのは「暫定再任用（石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをい、法の規定により暫定再任用に係る任期が満了した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）」と、同条第三号から第五号までの規定中「定年前三任用」とあるのは「暫定再任用」とする。

3 改正後の給与規則第五十七条の十四第一項第二号及び第三号の規定は、切替日以後に定年前三任用等をされた定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

4 改正後の給与規則第五十七条の十四第一項第四号の規定は、切替日以後に定年前三任用等をされ、当該定年前三任用等の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が切替日以後である定年前三任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 改正後の給与規則第五十七条の十四第一項第五号の規定は、切替日以後に定年前三任用等をされ、当該定年前三任用等の日の前日に支給されていた条例第十一条の五第一項又は第二項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が切替日以後である場合について適用する。

6 切替日から令和十年三月三十一日までの間における給与規則第五十七条の十一の規定の適用については、同条中「地域手当支給地域」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則附則第四条第一項の表に掲げる地域」と、「条例第十条の二」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第五条第一項」とする。

（通勤手当に関する経過措置）

第十条 切替日前から引き続き職員（令和七年改正条例による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第二十二條の六第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（第一条の規定による改正前の給与規則（以下「改正前の給与規則」という。）第七十六條の二十第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の給与規則第七十六條の十七に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）同項第二号に規定する額（改正前の給与規則第七十六條の二十第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第二十二條の六第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第七項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（切替日の前日及び切替日を含む支給単位期間等（改正前の給与規則第七十六條の二十一の十

に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- 一 普通交通機関等及び改正前の給与条例第二十二條の六第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が六万円を超える場合のものに限る。）
 - 二 改正前の給与条例第二十二條の六第三項第一号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当
- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。
- 一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から六万円を減じて得た額
 - 二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超える場合にあつては、二万円）を減じて得た額
- 3 改正後の給与規則第七十六條の二十一の六の規定は、切替日以後にされた転居について適用する。
- 4 改正後の給与規則第七十六條の二十一の七の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。
- 5 改正後の給与規則第七十六條の二十一の八第一項第三号及び第四号の規定は、切替日前にこれらの号に掲げる職員となつた者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。
（様式に関する経過措置）

第十一条 改正前の給与規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができるとができる。

（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第十二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成十八年石川県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項から第二十五項までを一項ずつ繰り上げる。

第十三条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削り、附則第五項を附則第二項とし、附則第六項から第九項までを三項ずつ繰り上げる。

（石川県職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第十四条 石川県職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（令和四年石川県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第六項中「第六十二條の二第二項第二号及び第四号、第六十二條の三第一項第二号及び第三号並びに」を「第六十二條の三及び」に改め、同条中第七項から第十一項までを削り、第十二項を第七項とし、第十三項を第八項とする。

